

社発第 T-457 号  
2020 年 11 月 20 日

貸借取引参加者  
代 表 者 殿

日 本 証 券 金 融 株 式 会 社  
代 表 執 行 役 社 長 櫛 田 誠 希

貸借取引対象銘柄の選定取消しについて

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本日、名古屋証券取引所において上場廃止が決定されました銘柄に係る貸借取引につきまして下記のとおり取扱いますので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

1. 貸借取引対象銘柄の選定取消し

(1) 貸借銘柄

(名古屋証券取引所市場分)

日本郵船(株) 株式 (9101)

(2) 選定取消日

2020 年 11 月 21 日 (土)

(3) 経過措置

2020 年 11 月 20 日 (約定日) 現在における当該銘柄に係る貸借取引残高については、上場廃止日 (2020 年 12 月 21 日) の前日 (取引所の休業日を除く。) である 2020 年 12 月 18 日 (約定日) までに返済申込みを行ってください。ただし、同日をもって当該銘柄にかかる名古屋証券取引所における制度信用取引の未決済勘定を、東京証券取引所における制度信用取引の未決済勘定とみなして取り扱い、引き続き貸借取引を利用される場合には、同日に名古屋証券取引所市場分の貸借取引返済申込みを行ったうえで、東京証券取引所市場分の新規申込みを行ってください。

なお、上場廃止日が早まった場合には、上記取扱いについて改めてご通知いたします。

以 上